

17 業種の生衛組合があります



※上記のほか簡易宿泊業生活衛生同業組合があります。

生活衛生同業組合（生衛組合）は、法律に基づき都道府県知事認可により設立されています。どなたでも加入できます。

生衛組合は、組合員一人一人の力を合わせて、生衛業の振興や地域を守る活動をしています

- ・ 交際費課税の損金算入制度の特例措置延長（消費の拡大で経済活性化）
- ・ 消費税の軽減税率の対象範囲の拡大等の要望活動実施による生衛業の負担軽減
- ・ 受動喫煙防止対策の適用基準の緩和の要望活動実施による生衛業の負担軽減
- ・ 民泊の条例規制上乗せ等の要望活動実施による地域の生活環境と住民の安全安心の確保
- ・ 高齢化社会に向けた訪問理美容の拡大など市町村が行う地域包括ケアシステムへの参画
- ・ 大規模災害時に備え、地域の行政と災害時支援協定の締結
- ・ 住民生活に不可欠な生衛業を地域において存続させるための後継者育成事業の実施

こうした活動の実施には多くの組合員の皆様の支えが必要です。組合加入は、地域経済を支え、超高齢社会における地域社会の暮らし、豊かな国民生活にも、間接的に貢献していることとなります。

都道府県生活衛生営業指導センターは生衛業の皆様と生衛組合を支援します

主な業務

- ・ 経営、税務、労務、融資、衛生等の無料相談
- ・ 設備資金・運転資金の融資相談
- ・ 経営改善等の無料セミナーの実施
- ・ 都道府県・保健所等と協力、生衛業に関する最新情報及び資料の提供
- ・ 消費者への生衛業啓発、苦情相談の実施

都道府県指導センターにお気軽にお電話ください



※指導センターは「生活衛生営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき、都道府県知事が指定する公益財団法人です。

…… 都道府県生活衛生営業指導センター ……

北海道	011-615-2112	三重県	059-225-4181
青森県	017-722-7002	滋賀県	077-524-2311
岩手県	019-624-6642	京都府	075-722-2051
宮城県	022-343-8763	大阪府	06-6943-5603
秋田県	018-874-9099	兵庫県	078-361-8097
山形県	023-623-4323	奈良県	0742-33-3140
福島県	024-525-4085	和歌山県	073-431-0657
茨城県	029-225-6603	鳥取県	0857-29-8590
栃木県	028-625-2660	島根県	0852-26-0651
群馬県	027-224-1809	岡山県	086-222-3598
埼玉県	048-863-1873	広島県	082-532-1200
千葉県	043-307-8272	山口県	083-928-7512
東京都	03-3445-8751	徳島県	088-623-7400
神奈川県	045-212-1102	香川県	087-862-3334
新潟県	025-378-2540	愛媛県	089-924-3305
富山県	076-442-0285	高知県	088-855-5100
石川県	076-259-6510	福岡県	092-651-5115
福井県	0776-25-2064	佐賀県	0952-25-1432
山梨県	055-232-1071	長崎県	095-824-6329
長野県	026-235-3612	熊本県	096-362-3061
岐阜県	058-216-3670	大分県	097-537-4858
静岡県	054-272-7396	宮崎県	0985-25-1466
愛知県	052-953-7443	鹿児島県	099-222-8332
		沖縄県	098-891-8960

〇〇県指導センター

検索

生活衛生関係営業を経営するみなさま
生活衛生同業組合加入
を
おすすめします



組合加入のメリット

賠償保険の保険料の節約

特別金利の生活衛生融資

経営に必要な情報の入手

11月 は生活衛生同業組合活動推進月間です

公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター

〒105-0004 東京都港区新橋 6-8-2 全国生衛会館 2 階

TEL : 03-5777-0341 FAX : 03-5777-0342 URL <http://www.seiei.or.jp>

全国生活衛生営業指導センター
都道府県生活衛生営業指導センター

生活衛生同業組合加入は多くのメリット!!

1

各種共済、保険料掛金の節約

- ・総合賠償共済制度
 - ・生命傷害共済制度
 - ・火災共済制度
 - ・自動車総合共済制度 など
- (注) 共済・保険制度は各業の特性に応じて内容が異なります。

<例1>
経費節約

2

研修会、講習会無料参加

- ・各業の技術講習会
- ・各業の衛生管理セミナー
- ・感染症対策講習会
- ・経営セミナー など



3

いち早い情報の入手

HACCPや受動喫煙防止対策への対応、規制緩和、食中毒、新型インフルエンザなど組合のネットワークで必要な情報をいち早く入手

<情報伝達の流れ>



4

生活衛生融資有利な条件で利用できます

- ・低金利
- ・融資限度額が大きい
- ・長い返済期間
- ・無担保・無保証人の融資制度
- ・復興事業促進支援融資制度



<例2>
金利負担縮減

5

無料相談が受けられます

業種に応じた経営、法律、融資、税務、衛生に関する無料相談



6

各業の個別特典で経費節約・利益アップ!

- ・カラオケ著作権料 **20%** 割引
- ・クレジットカード手数料の **優遇**
- ・NHK受信料の **大幅割引**
- ・インターネットでのお店紹介
- ・特典付きの仕入れ業者紹介など

<例3>
経費節約

保険料の安い団体保険制度への加入がお得です

美容組合の例 美容所賠償責任補償制度の概要

美容組合の組合員になると、1店舗年間1,600円という組合ならではのリーズナブルな掛金で、大きな補償を受けられる保険に加入できます。

- 掛金は1店舗につき年間 **1,600円**
- 身体賠償は1名につき **5,000万円**まで。1事故につき1億円まで。
- 財物賠償は1事故につき **300万円**まで。*受託物は500万円まで。



飲食業組合の例 全飲連新総合賠償(食中毒)共済制度の概要

「全国飲食業生活衛生同業組合連合会(都道府県飲食業組合の全国団体)」の組合員になると、食中毒賠償と総合賠償が一つになった共済制度に加入できます。組合ならではのリーズナブルな保険料です。

●年間売上高2,000万円~3,000万円未満の一般飲食店・居酒屋の場合

エコミープラン
食中毒賠償事故のみ補償
年間 **2,060円**の掛金で **5,000万円**まで補償
(月々の掛金はわずか **172円**)
*オプションで休業補償も追加できます(例えば、支払限度10日間、保険金35万円で年間保険料は680円)



ワイドプラン
食中毒賠償事故 + 施設賠償事故 + 受託物賠償事故 + 人権侵害・宣伝障害 + 第三者医療費用の補償
年間 **11,000円**の掛金で、食中毒事故を含め総額 **2億円**まで補償(SS型)
*オプションで休業補償も追加できます(保険料、保険金はエコミープランと一緒に)

◆各組合の団体保険制度の詳細は、都道府県組合にお問い合わせ下さい。

生衛組合に加入すると、日本政策金融公庫の「生活衛生融資」が有利な条件で利用できます

「生活衛生融資」が有利な条件で利用できます

飲食店営業の例

融資限度額が **大きい**

一般貸付の7,200万円に対し、組合員の場合は1億5,000万円

金利が **低い**

組合員は通常の金利と比べ最大▲1.05%低利1,000万円(10年間)の融資で約53万円の差

ここが違う!
融資制度
(振興事業貸付)

返済期間が **長い**

一般は13年以内
組合員は20年以内

返済期間が長いと、毎月の負担が少なくなります

小規模経営者には、**無担保・無保証人の組合員のための融資制度あり**

設備資金と運転資金をあわせて2,000万円、返済期間は設備10年、運転7年



カラオケ著作権料

毎月20%の割引(年払いは30%)。BGMも20%割引です。



*社交組合や飲食関係・旅館ホテル組合

NHK受信料

組合を通じてのお支払で大幅割引。大変お得です。

*全国旅館ホテル組合



クレジットカード

組合加入で手数料率の優遇。その分利益アップします。



*各業の特性に応じて実施されており、取扱いのない組合もあります。

(注) 個別特典は、各業の特性に応じて実施されており、すべての業種・組合にあてはまるものではありません。